

# 財政運営に関する基本方針

(令和 7 年度～令和 11 年度)

令和 7 年 3 月

新 温 泉 町

## I 策定の趣旨

新温泉町では平成 18 年度から 3 次にわたる行財政改革に取り組み、行政経費の削減など一定の成果が上げられたことから、令和元年度に新たな視点で財政運営の基本的な考え方を示すものとして、「新温泉町財政運営に関する基本方針（令和 2 年度～令和 6 年度）」を定めました。

令和 6 年度は令和元年度に策定した基本方針の最終年度になることから、基本方針の考え方については、原則としてそのまま引き継ぎつつ、これまでの財政状況の変化や財源確保の取組、今後の事業見通しなどを踏まえた内容の見直しを行い、「新温泉町財政運営に関する基本方針（令和 7 年度～令和 11 年度）」を策定し、持続可能な自治体経営の基盤を確立することを目指します。

### ○策定の背景

新温泉町ではこれまで取組の結果として、主な財政指標である実質公債費比率※1（R5 決算数値：11.2%）や将来負担比率※2（R5 決算数値：22.6%）、経常収支比率※3（R5 決算数値：90.3%）の数値が改善されるなど、一定の成果が上げられました。

一方で、本町の財政状況は、歳入の根幹をなす税収入が少子高齢化や人口減少により、今後も減少傾向にあるほか、歳入の約 2 分の 1 を占める普通交付税においては、物価高騰や地域のデジタル化に係る財政需要が追加される一方で、人口減少による減額等も見込まれることから、厳しい状況が続くと予想されます。

また、歳出においては、物価高騰に伴う公共施設の維持管理経費や社会保障関連経費、賃金上昇に伴う人件費等の増加が見込まれるほか、複雑・多様化する住民ニーズへの的確な対応が求められており、今後は、より一層健全な財政運営に配慮しながら、新規施策の充実を図る必要があります。

## II 財政運営に関する基本方針

次の基本方針に基づき、適切な財政運営を推進するための取組を進める。

### 1 安定した財政運営

今後も物価の上昇が見込まれる中で、歳出削減や自主財源※4 確保の取組を進め、収支均衡と将来負担の軽減を図り、持続可能な財政運営を推進する。

### 2 他会計繰出金の適正化

水道事業会計や下水道事業会計、浜坂病院事業会計等の公営企業会計の経営健全化を進めるとともに、繰出金※5 の適正化に努め、町全体での財政の健全性を確保する。

### 3 公共施設管理運営の効率化

老朽化が進む公共施設について、施設の長寿命化や複合化、統廃合を進め、時代の変化に応じた行政サービスを維持する。

### 4 職員定員管理の適正化

職員が担う業務が増大し、一人ひとりの能力向上がますます重要となるため、職員の意識改革を促しつつ、限られた財源と人材を効果的かつ効率的に活用する。

## III 取組期間

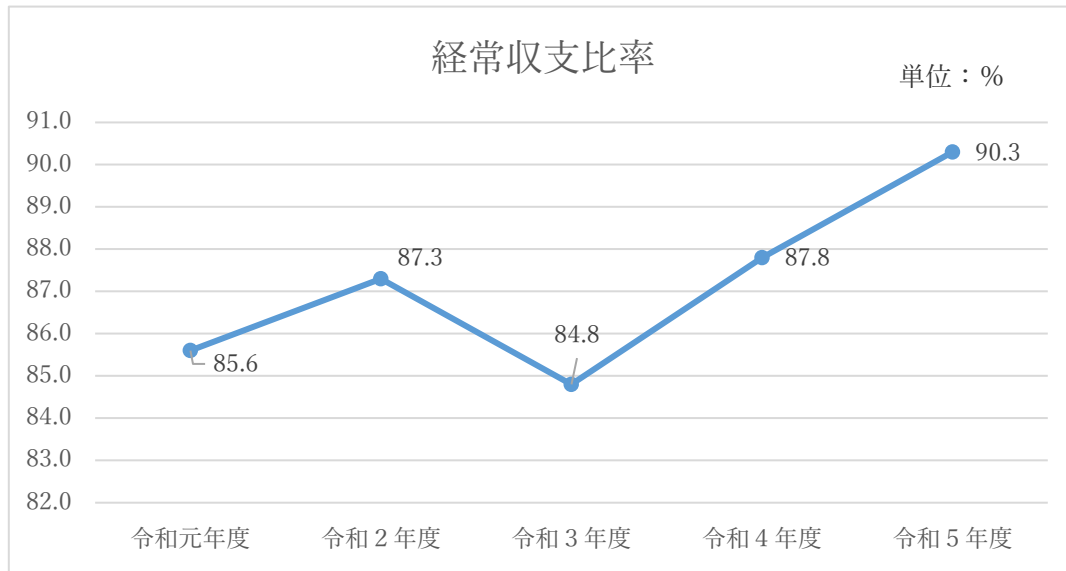
令和 7 年度～令和 11 年度の 5 年間

## IV 財政運営

### 1 財政指標等の現状

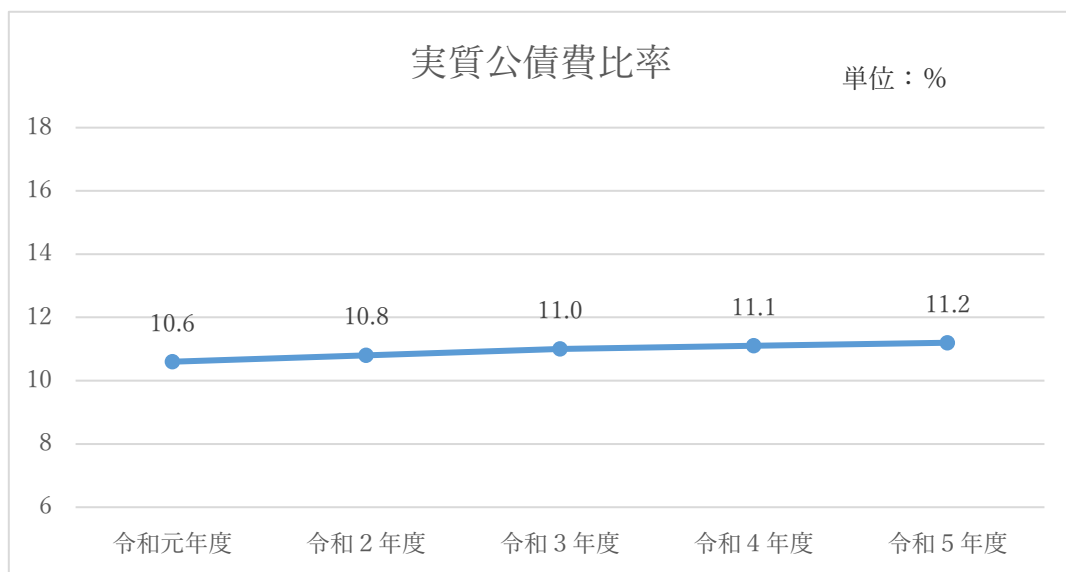
#### (1) 経常収支比率

経常収支比率は近年では80%台後半で推移しており、令和5年度決算では90.3%となっています。経常収支比率は財政構造の弾力性を判断するものであり、目安として全国平均水準を下回るよう義務的経費(※6)の削減など継続して取組を行っています。



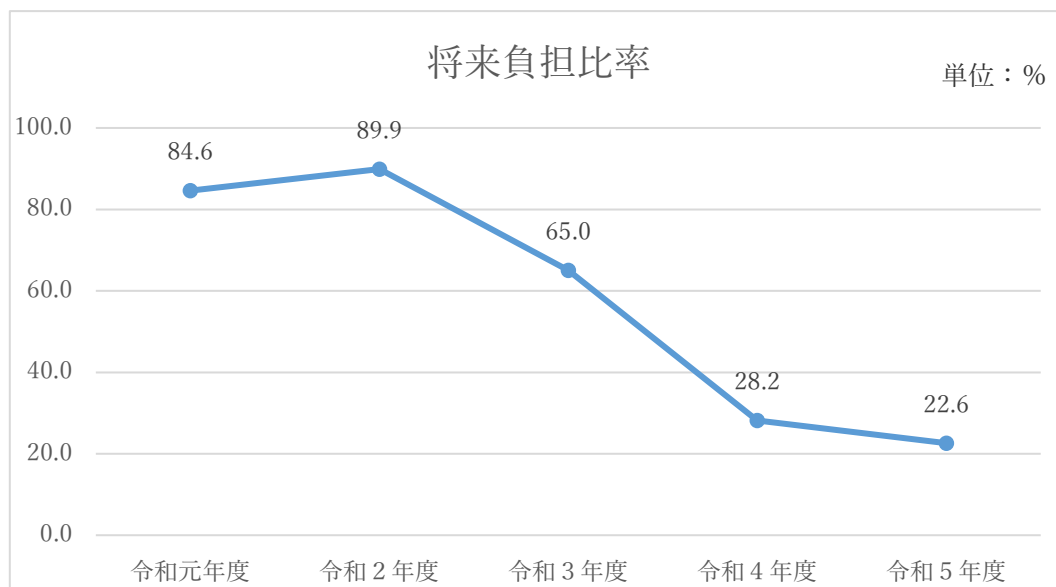
#### (2) 実質公債費比率

実質公債費比率は平成21年度決算において18.9%の最高率を示しましたが、行財政改革の取組みを継続することにより、平成24年度決算においては17.6%となり、健全化への目標数値である18%を下回ることができました。その後も、交付税措置率の高い地方債を優先的に活用するなど取組を継続した結果、近年では10%～11%程度で推移しています。



### (3) 将来負担比率

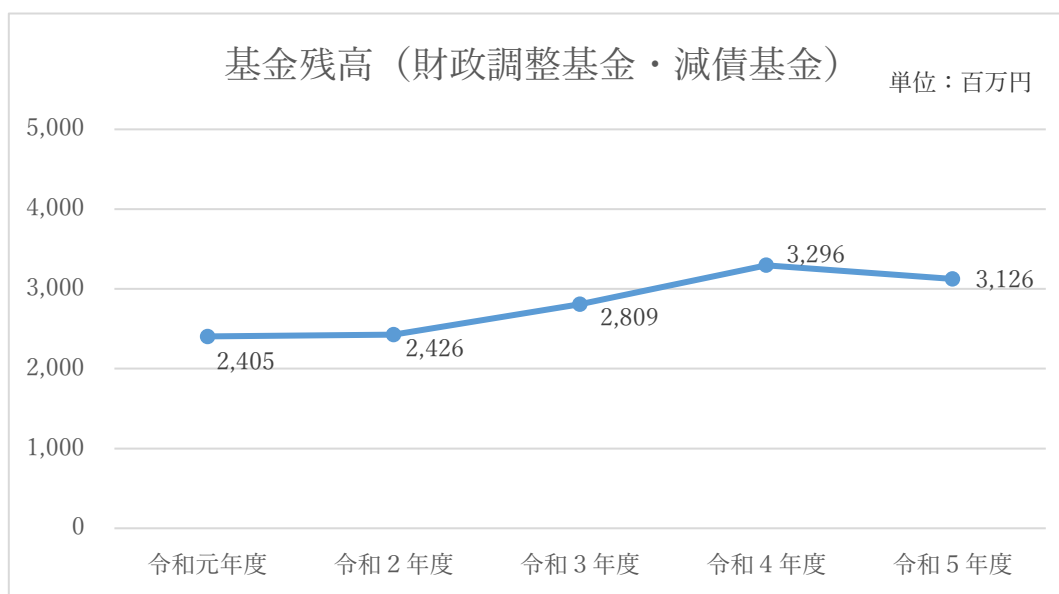
将来負担比率は平成 21 年度決算において 176.8%の最高率を示しましたが、その後、交付税措置率の高い地方債を優先的に活用するなど取組を継続した結果、令和 5 年度決算では 22.6%となりました。



### (4) 財政調整基金残高等

財政調整基金(※7)の残高は合併当初の 4 億 4,187 万円から令和 5 年度末残高は 23 億 2,894 万円と積み増しを行っています。一定の目安として、標準財政規模に対する基金残高の比率を県内の町平均と同水準程度になるまで基金の積み増しを行っており、経済不況や大規模災害の発生といった予期しない収入減や支出の増加が発生した場合など、不足する財源を補てんするために活用しています。

減債基金(※8)は、地方債を活用した事業を行うことに伴い、地方債の交付税措置を除く実質負担分や満期一括償還に備え、計画的に減債基金に積むことで将来負担比率の抑制を図っています。



## 2 財政指標等の主要計画への位置付け

### (1) 第2次新温泉町総合計画における財政指標

町の主要計画である第2次新温泉町総合計画の後期基本計画（令和8年度まで）では、『将来にわたる持続可能な財政基盤と住民満足度の高い行政体制を確立するため、改革と改善を繰り返しながら、行財政改革の着実な推進を図り、健全な行財政運営を進める。』とし、財政指標を明記しています。このうち、行財政改革の推進において令和8年度までの目標としていた「実質公債費比率が12.0%未満」と「将来負担比率が51.0%未満」の2つの指標は、いずれも達成を見込んでいます。

- ・総合計画／後期基本計画（R4～R8）における数値目標

#### ○政策6 住民と行政が夢をふくらませるまち

##### (3) 行財政改革の推進

| 指 標        | 実 績 値 (R5) | 目 標 値 (R8) |
|------------|------------|------------|
| 町税徴収率（現年分） | 99.5%      | 98.7%      |
| 実質公債費比率    | 11.2%      | 12.0%未満    |
| 将来負担比率     | 22.6%      | 51.0%未満    |

### (2) 財政計画における財政指標

本町では普通会計(※9)における当該年度以降の収支見込みについて財政計画として取りまとめを行い、前年度決算の確定により算定年度から10年後までの収支見通しを立てています。これは一般財源(※10)をベースに、将来見込める歳入を財源とした場合に可能となる性質別歳出の規模を想定し、そのことにより、基金残高、地方債残高及び実質公債費比率等の数値がどのように影響を受けるかを予測したものです。この財政計画の役割は、財政運営上必要となる一定期間の指数の変動を想定することにより、継続した歳出可能額の範囲を予測し予算編成のガイドラインとすることにあります。

令和6年度に作成した財政計画では、認定こども園整備事業やケーブルテレビ整備事業、リフレッシュ館プール改修事業などの大型事業への取組により、この間の地方債残高が令和5年度決算に比べ増加する見込みです。今後は、大型事業を年度間調整により平準化していくなどの指標推移を持続させる考え方とし、将来負担を注視していく必要があります。

#### 【財政計画上予定している主な事業】

- ・認定こども園整備事業
- ・ケーブルテレビ整備事業
- ・リフレッシュ館プール等改修事業
- ・浜坂駅前整備事業

今後のまちづくりに対する基本方針においても、削減や集約化等図りつつ、多様な住民ニーズに対応していくため、行政サービスをより効果的に提供し、持続可能な行政運営に努めていく必要があります。

財政の分野においても、社会情勢の変化に応じた新しい施策に取り組めるよう持続可能な運営に努め、その目的に応じた数値目標を示すことが必要となります。

○収支見通し(令和6年度作成)

(単位:百万円、%)

| 区 分                  |                                | 令和5年度  | 令和6年度  | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|--------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 歳入                   | 地 方 税                          | 1,380  | 1,255  | 1,294  | 1,284  | 1,239  | 1,230  | 1,222  |
|                      | 地 方 交 付 税<br>(臨時財政対策債発行可能額含む。) | 5,415  | 5,303  | 5,264  | 5,287  | 5,369  | 5,477  | 5,529  |
|                      | そ の 他                          | 1,783  | 1,502  | 1,257  | 1,278  | 1,297  | 1,208  | 1,212  |
|                      | 歳 入 計 (A)                      | 8,578  | 8,060  | 7,815  | 7,849  | 7,905  | 7,915  | 7,963  |
| 歳出                   | 人 件 費                          | 1,765  | 1,826  | 1,800  | 1,814  | 1,816  | 1,832  | 1,828  |
|                      | 扶 助 費                          | 508    | 314    | 319    | 324    | 329    | 334    | 339    |
|                      | 公 債 費                          | 1,402  | 1,433  | 1,440  | 1,449  | 1,544  | 1,707  | 1,762  |
|                      | 物 件 費                          | 1,238  | 1,307  | 1,353  | 1,363  | 1,351  | 1,351  | 1,355  |
|                      | 補 助 費 等                        | 1,736  | 1,720  | 1,651  | 1,655  | 1,726  | 1,622  | 1,596  |
|                      | 繰 出 金                          | 640    | 655    | 657    | 659    | 655    | 657    | 659    |
|                      | 投 資 的 経 費                      | 332    | 22     | 20     | 20     | 20     | 20     | 20     |
|                      | そ の 他                          | 981    | 1,025  | 796    | 486    | 477    | 430    | 407    |
|                      | 歳 出 計 (B)                      | 8,602  | 8,302  | 8,036  | 7,770  | 7,918  | 7,953  | 7,966  |
| 歳入歳出差引(A-B) (C)      |                                | △ 24   | △ 242  | △ 221  | 79     | △ 13   | △ 38   | △ 3    |
| 基金取崩額 (D)            |                                | 420    | 250    | 250    | 50     | 50     | 50     | 50     |
| 再差引(C+D) (E)         |                                | 396    | 8      | 30     | 129    | 37     | 12     | 47     |
| 基金(財調)残高             |                                | 2,329  | 2,274  | 2,025  | 1,986  | 1,997  | 1,968  | 1,929  |
| 地 方 債 残 高            |                                | 14,003 | 15,056 | 15,721 | 15,776 | 15,155 | 14,216 | 14,330 |
| 実 質 公 債 費 比 率(3ヶ年平均) |                                | 11.1   | 11.2   | 11.1   | 9.9    | 9.3    | 9.4    | 9.6    |
| 標準財政規模(臨財債含み)        |                                | 6,333  | 6,342  | 6,349  | 6,358  | 6,399  | 6,495  | 6,542  |

※上記の財政計画は令和6年度に作成したものであり、毎年時点修正を行う。

※歳入・歳出に関しては現行の制度を維持した場合の額であり、法改正等により見通しが変わる場合がある。

## V 各分野の取組方針

町全体としての健全財政を維持し、中長期的に持続可能な財政運営を行っていくために、財政指標の維持・平準化に加え、企業会計における収支赤字の解消を計画に盛り込む必要があります。さらに、行政サービスを継続するために必要不可欠な施設等の新設はもとより、耐震化や老朽化対策が必要な施設に対する投資的事業について、交付税措置率の高い地方債を活用しながら、計画的に推進していくことも必要となります。

財政健全化の本来の主旨は、歳入の確保に努め、必要なときに、必要な事業を実施できる財政運営を目指す取組です。

今後は、物価高騰に伴う維持管理経費や賃金上昇に伴う人件費等の増加が見込まれる中、一層の歳入確保に努めるとともに、財政指標を維持しつつ、投資的事業の実施においても必要な財源の確保、年度間の調整による事業の平準化等を行っていくことが重要となってきます。

その取組方針は次のとおりとします。

### 1 安定した財政運営

#### ○財政規律の確保

本町は合併以降、財政健全化に取り組み、一定の成果を上げてきました。少子高齢化や人口減少という社会潮流の中で、今後も社会情勢や住民ニーズの変化に沿った新しい施策や公共施設の老朽化対策等を実施していく必要があります。

本町のような財政基盤の脆弱な団体においては、投資的事業を実施する際、過疎対策事業債や辺地対策事業債、緊急防災・減災事業債等交付税措置率の高い有利な地方債を活用することが重要となります。一方で、過度な将来負担とならないよう地方債の借入総額に配慮することにも必要となります。大型の投資的事業が複数計画されている際には、国・県補助金等を積極的に活用するとともに、年度間の調整による事業の平準化を行うことが重要です。

その上で、長期的なスパンでは中位安定した状況を目指すこととし、この計画期間においては、令和5年度決算数値を基準とし、令和10年度決算においても第2次新温泉町総合計画・後期基本計画（令和8年度まで）の目標数値の範囲内で推移させることを目標とします。

また、町税等の徴収率の向上及び滞納額の縮減、ふるさと納税制度や企業版ふるさと納税制度の最大限活用、未利用保有財産の売却等、一層の自主財源の確保に努め、持続可能な財政運営と今後の施策展開につなげていきます。

#### (1) 経常収支比率

経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標であり、経常的な収入に対して人件費等の経常的な費用が占める割合が高くなるほど、投資的な事業など独自の取組を行う余裕が無くなることから、ニーズに柔軟に対応できる財政運営を行えるよう、弾力性のある財政構造の維持に努めます。

#### ■指標1 経常収支比率

| 項 目       | 内 容                    |
|-----------|------------------------|
| 令和5年度決算数値 | ・ 90.3%                |
| 基準とする期間   | ・ 令和6年度（決算）～令和10年度（決算） |
| 目標数値      | ・ 全国平均水準を下回ること         |

## (2) 実質公債費比率

実質公債費比率は、借入総額を継続して抑制することが比率を低下させるためには重要となります。今後の投資的事業の実施予定により、令和10年度にかけてほぼ横ばいの数値となることを見込んでいます。投資的事業の年度間調整を図りながら目標数値内にとどめることで、中長期的に安定した財政運営を目指します。

### ■指標2 実質公債費比率

| 項 目       | 内 容                    |
|-----------|------------------------|
| 令和5年度決算数値 | ・ 11.2%                |
| 基準とする期間   | ・ 令和6年度（決算）～令和10年度（決算） |
| 目標数値      | ・ 毎年度継続して12.0%を下回ること   |

## (3) 将来負担比率

将来負担比率は、実質公債費比率と同様に過度な負担を将来に送らないためにも、地方債借入総額の抑制や交付税措置率の高い地方債の活用など、単年度の借入と償還のプライマリーバランスに留意しつつ、計画的に減債基金に積立を行い、持続可能な財政運営が行えるよう、比率の低減に努めます。

### ■指標3 将来負担比率

| 項 目       | 内 容                    |
|-----------|------------------------|
| 令和5年度決算数値 | ・ 22.6%                |
| 基準とする期間   | ・ 令和6年度（決算）～令和10年度（決算） |
| 目標数値      | ・ 毎年度継続して51.0%を下回ること   |

## (4) 財政調整基金残高等

基金の使途の明確化を図りつつ、災害等への備えや後年度の地方債の償還に備えるため、歳入の確保や経費削減に努め、取崩しを最小限としながら、前年度剰余金等を活用し、財政調整基金や減債基金の計画的な積立を行います。

また、地域振興基金は、合併後の「町民の連携強化並びに均衡ある地域振興を図るため」に設置しており、旧合併特例事業債の発行可能期間が終了する令和8年度以降に実施する地域振興に資する事業の財源として、計画的に活用していきます。

### ■指標4 保有基金残高

| 項 目       | 内 容                                                                                     |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年度決算数値 | ・ 財政調整基金：2,329百万円<br>・ 減債基金：797百万円<br>・ 地域振興基金：1,150百万円                                 |
| 基準とする期間   | ・ 令和6年度（決算）～令和10年度（決算）                                                                  |
| 目標数値      | ・ 財政調整基金：収支均衡に努め、取崩しを最小限とする<br>・ 減債基金：後年度の実質負担分を計画的に積立<br>・ 地域振興基金：地域振興に資する事業に対して計画的に活用 |

## (5) 自主財源の確保

歳入の根幹をなす税収入は、少子高齢化や人口減少により、今後も減少傾向にあるほか、歳入の約2分の1を占める普通交付税においても、物価高騰や地域のデジタル化に係る財政需要が追加される一方で、人口減少による減額等も見込まれることから、厳しい状況が続くと予想され、自主財源の確保が急務となっています。

徴収率の向上及び滞納額の縮減に引き続き取り組むとともに、本町の豊かな資源や特長を活かし、ふるさと納税制度や企業版ふるさと納税制度を最大限活用して自主財源の確保に努めます。

また、未利用となっている保有財産については、売却等を進めます。

### ■指標5 自主財源の確保

| 項 目       | 内 容                                                                                             |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年度決算数値 | ・町税徴収率（現年分）：99.5%<br>・ふるさとづくり寄付金：282,277千円<br>・企業版ふるさと寄付金：500千円<br>・保有財産売却（件数）：2件               |
| 基準とする期間   | ・令和6年度（決算）～令和10年度（決算）                                                                           |
| 目標数値      | ・毎年度継続して町税徴収率（現年分）98.7%を上回ること<br>・ふるさとづくり寄付金額：4億円以上<br>・企業版ふるさと寄付金額：500万円以上<br>・保有財産売却（件数）：1件以上 |

## 2 他会計繰出金の適正化

地方公営企業は、企業性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入（料金）をもって充てる独立採算性が原則とされています。しかし、地方公営企業法上、「その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」「その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」等については、一般会計が負担するものとされており、この負担については一定のルール（繰出基準）が設けられています。

一方で、公共の福祉の観点から経営の継続が必要不可欠な事業については、赤字補てんなどこのルールに基づかない繰出（基準外繰出）を毎年行なっており、一般会計が企業会計を下支えしています。この基準外繰出が過度になると、企業会計のみならず一般会計の財政運営に大きな支障をもたらします。

公営企業会計ではそれぞれの会計毎に経営戦略等によって各々の課題を認識しつつ、中・長期的な視点で事業の適正化に取り組んでいます。それらの計画を尊重する形で、公共の福祉等の観点から一般会計では必要な繰出金を財政計画に計上し、一般会計の過度な負担とならないように注視しつつ、企業会計の安定的な運営を支えるよう取り組んでいきます。

その取組方針は次のとおりとします。

### ■指標 6 他会計繰出金

| 項 目       | 内 容                      |
|-----------|--------------------------|
| 令和5年度決算数値 | ・ 840百万円（うち基準外繰出 130百万円） |
| 基準とする期間   | ・ 令和6年度（決算）～令和10年度（決算）   |
| 目標数値      | ・ 経営戦略及び財政計画に基づく、計画額内    |

### (1) 水道事業会計収益的収支

・ 経営戦略における収益的収支計画

|             | R 5（決算）    | R 6        | R 7        | R 10       |
|-------------|------------|------------|------------|------------|
| 収益的収入(A)    | 454百万円     | 452百万円     | 450百万円     | 425百万円     |
| 収益的支出(B)    | 370百万円     | 420百万円     | 419百万円     | 379百万円     |
| 経常損益(A)－(B) | 84百万円      | 32百万円      | 31百万円      | 46百万円      |
| うち一般会計繰入金   | 111百万円     | 87百万円      | 80百万円      | 93百万円      |
|             | (基準外) 0百万円 | (基準外) 0百万円 | (基準外) 0百万円 | (基準外) 0百万円 |

水道事業は常に安全で良質な水道水を安定して供給することを責務として、事業経営の安定化を図りつつ信頼されるライフラインシステムを構築し、次世代に継承していかなければなりません。そこで、持続可能な水道事業に向けて、経営の効率化と収支が均衡した事業経営のための財源確保に努めます。

本町の給水人口は減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと見込まれ、給水人口及び水需要の減少に伴い料金収入も減少が見込まれます。さらに、施設の老朽化や耐震化対策等により、減価償却費は高い状態が続きます。また、地理的な要因により施設の統廃合が難しく、経営の効率化や経営基盤の強化には至っていません。そのため、必要な料金改定等を検討するとともに、国庫補助金や企業債、過疎対策事業債等を活用しつつ、管路の老朽化対策や施設の更新を計画的に行い、事業の安定化と経営の効率化に努めます。

## (2) 下水道事業会計収益的収支

・経営戦略における収益的収支計画

|             | R 5 (決算)                 | R 6                      | R 7                      | R10                      |
|-------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 収益的収入(A)    | 8 8 6 百万円                | 8 8 8 百万円                | 8 7 9 百万円                | 8 0 2 百万円                |
| 収益的支出(B)    | 7 3 1 百万円                | 7 8 5 百万円                | 8 0 2 百万円                | 6 7 0 百万円                |
| 経常損益(A)－(B) | 1 5 5 百万円                | 1 0 3 百万円                | 7 7 百万円                  | 1 3 2 百万円                |
| うち一般会計繰入金   | 3 6 6 百万円<br>(基準外) 0 百万円 | 4 0 0 百万円<br>(基準外) 0 百万円 | 3 9 1 百万円<br>(基準外) 0 百万円 | 3 3 1 百万円<br>(基準外) 0 百万円 |

下水道事業は水道事業と同様に、人口減少や節水機器の普及等により使用料収入の減少が見込まれる一方、施設の老朽化に対応するための費用の増大が見込まれます。経営環境が厳しくなるものと予想される中、安全で快適な下水道サービスの持続的・安定的な提供のため、将来へ向けた計画的な施設更新を行うとともに、安定経営のための財源確保に努めます。

人口減少が続く中、今後の使用料収入の増加は困難ではありますが、財政基盤の強化のため、使用料の未収金の縮減や、下水道接続率の向上に向け、公共施設等への計画的接続に取り組むとともに、一般会計との負担区分の適正化に努めます。また、必要な料金改定等を検討するとともに、国庫補助金や企業債を活用し、事業の安定化と経営の効率化に努めます。

## (3) 浜坂病院事業会計収支

・財政計画における収益的収支計画

|                   | R 5 (決算)                     | R 6                          | R 7                          | R10                          |
|-------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 収益的収入(A)          | 1, 3 9 2 百万円                 | 1, 3 5 3 百万円                 | 1, 5 0 1 百万円                 | 1, 3 9 9 百万円                 |
| 収益的支出(B)          | 1, 4 1 1 百万円                 | 1, 5 3 7 百万円                 | 1, 5 7 4 百万円                 | 1, 3 4 9 百万円                 |
| 経常損益(A)－(B)       | △ 1 9 百万円                    | △ 1 8 4 百万円                  | △ 7 3 百万円                    | 5 0 百万円                      |
| うち一般会計繰入金         | 3 6 3 百万円<br>(基準外) 1 3 0 百万円 | 3 6 4 百万円<br>(基準外) 1 5 0 百万円 | 4 3 3 百万円<br>(基準外) 2 0 0 百万円 | 4 0 6 百万円<br>(基準外) 2 0 0 百万円 |
| 病床利用率<br>(浜坂病院のみ) | 7 3. 6 %                     | 7 5. 5 %                     | 7 7. 6 %                     | 8 1. 6 %                     |

浜坂病院においては、医師や看護師等の確保や人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化による医業収入の減少等が課題となっており、今後も厳しい経営状況が続くことが見込まれます。しかし、町内唯一の救急告示病院であるとともに町内で唯一の一般病床を有する病院として、地域医療を支える上で必要不可欠な存在であるため、一般会計としても経営を下支えすることで、住民の健康と安心の確保に努めます。

一方で、令和5年度に策定した公立浜坂病院経営強化プランの数値目標に基づき、経営の効率化、収支改善を図ることで、一般会計の負担軽減にも努めます。

### 3 公共施設管理運営の効率化

本町の公共施設は経済成長を背景とした行政需要の増大に伴い整備され、特に、昭和 50 年代から平成初期にかけてその多くが整備され、さらに、合併に伴い類似する施設などを町内に多数保有する状況にあります。また、公共施設の老朽化対策が全国的に大きな課題となっている中で、本町においても、既に老朽化が進行している施設を多く保有しており、今後、これらの施設が次々と更新の時期を迎えることで、多額の財政負担を伴うことが予測されます。

その一方で人口減少社会の本格的な到来など社会状況の変化に伴い、既存の公共施設の利用需要等が変化しています。また、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増大が確実視されている中で、近年の財政状況を踏まえると、これまでと同じ水準で公共施設整備への投資を継続することは困難であると考えられます。

そのため本町では公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の更新に伴う財政負担の軽減・平準化や公共施設の最適な配置の実現など、長期的な視点を持って、公共施設の管理運営の効率化を図ります。

公共土木施設などは町民生活の経済活動の基盤であり、一般的に施設の再編や廃止に適さない施設も多く含まれることから、施設保有量に関する数値目標は設定しませんが、維持管理・更新等に係る費用の削減・平準化を徹底するとともに、長期的な観点で必要性が認められない施設については、総量縮減についても検討します。また、公営企業施設については、独立採算制の原則のもと経営を行っているため、それぞれの事業規模・経営状況等を踏まえた施設保有量の最適化に努めます。

その取組方針は次のとおりとします。

#### ■指標 7 公共施設管理運営の効率化

| 項 目         | 内 容                                                   |
|-------------|-------------------------------------------------------|
| 令和 5 年度決算数値 | ・ 公共用財産及び普通財産（建物・延面積）：133,899 m <sup>2</sup>          |
| 基準とする期間     | ・ 令和 6 年度（決算）～令和 10 年度（決算）                            |
| 目標数値        | ・ 個別施設計画に基づく施設の更新・除却等<br>・ 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設延床面積の削減 |

#### (1) 保有資産の有効活用

施設の保有量の最適化や計画的な保全を図るとともに、業務内容の見直しにより施設サービスの質を維持・向上させ、光熱水費を含めた日常的な維持管理・運営費用の削減を図ります。また、施設の特性に応じて、町民、民間企業、NPO 法人等の多様な主体との協働による維持管理・運営を促進するとともに、遊休施設の貸出、売却等保有する公的不動産を最大限生かした増収施策等の取組を強化します。

#### (2) 公共施設の更新・集約化

公共施設等総合管理計画では現在保有する公共建築物をすべて維持することを前提として、築 30 年目で大規模改修、60 年目で建替えという一般的なサイクルで更新するとした場合、今後 40 年間で総額約 579 億円が必要となり、年平均で約 14.5 億円の負担が見込まれると試算しています。しかし、計画策定時の財政計画において投資的経費のうち、公共建築物の更新費用に充当できる経費は年間 6.8 億円と見込んでおり、年間約 7.7 億円が不足することになります。

この不足額を解消し、今後とも真に必要な施設を適切に維持していくためには、公共施設マネジメントの原則に基づき、保有する施設の最適化に向けた総量縮減を計画的かつ着実に推進することを、公共施設等総合管理計画に数値目標として設定し位置付けています。

・ 公共施設等総合管理計画における数値目標

| パターン            | 条件                                         | 1年当たりの<br>更新費用 | 今後40年間の<br>更新費用の総額 |
|-----------------|--------------------------------------------|----------------|--------------------|
| 現状維持            | ・ 建替え 60 年<br>・ 大規模改修 30 年                 | 14.5 億円        | 579 億円             |
| 長寿命化            | ・ 建替え 70 年<br>・ 大規模改修 35 年                 | 10.7 億円        | 428 億円             |
| 長寿命化＋延床面積<br>削減 | ・ 建替え 70 年<br>・ 大規模改修 35 年<br>・ 延床面積 36%削減 | 6.8 億円         | 272 億円             |

この公共施設等総合管理計画の数値目標に基づき、更新に係る費用に対し交付税措置のある有利な地方債を活用しつつ、施設の計画的な更新・集約化を推進することで財政負担の軽減を図りながら、公共施設の管理運営の効率化を進めます。

## 4 職員定員管理の適正化

職員の定員管理については定員適正化計画に基づき、合併以後続けられてきた定員適正化の結果、令和6年4月1日での職員数は280人となり、合併時の職員数371人に対して91人削減しています。

### (1) 職員定員管理の適正化

人口減少社会の中において、住民ニーズは複雑・多様化しており、従前から行ってきた定員削減を前提とした定員管理を続けることはすでに限界にきているのが現状です。今後は、会計年度任用職員や再任用職員を含めた適正規模の職員体制を確立させ、業務の効率的な執行や、行政サービスの水準の維持・向上及び新たな行政課題や行政需要の変化に的確に対応できる人員配置に努めます。さらに職員一人ひとりの能力開発を効果的に推進するため「人材育成基本方針」に基づき、各種研修や自己啓発等により人材育成を行うと同時に、超過勤務の縮減や働きやすい職場づくりに努めます。

令和2年度の導入以降、会計年度任用職員の処遇が大きく改善され、今後も引き続き処遇の改善が見込まれることが見込まれます。一方で、処遇改善に係る国からの財政措置が追い付いていない状況であり、本町の財政運営にも大きく影響する見込みです。任用のあり方について、これまで以上に精査を行うとともに、必要に応じて適宜見直しを行います。さらに、再任用制度や定年引上げ制度等を活用し、業務経験やノウハウ、専門的知識を円滑に引き継ぎ、行政サービスの水準の維持に努めます。

## 【関連用語】

### ※1 実質公債費比率

町の一般会計(※15)等が負担する元利償還金等の標準財政規模(※16)を基本とした額に対する比率をいいます。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

### ※2 将来負担比率

公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含めた、町の会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標となっています。

### ※3 経常収支比率

町の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）等に占める割合をいいます。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の弾力性が失われていることを表しています。

### ※4 自主財源

地方公共団体が自主的に収入できる財源で、町税、使用料、手数料、財産収入等がこれにあたります。したがって、この割合が高いほど自主的な行政運営ができることになります。

### ※5 繰出金

会計間相互に支出される経費をいいます。また、企業会計に対する支出も繰出金に含まれます。

### ※6 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費で、主に職員の給与等の人件費、医療給付費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費で構成されています。

### ※7 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金をいいます。

### ※8 減債基金

地方債の償還（返済）を計画的に行うための資金を積み立てる基金をいいます。

### ※9 普通会計

地方公共団体における会計は、一般会計及び特別会計によって構成されますが、実施している事業の違いから、各地方公共団体によって、会計の範囲が異なります。そのため、全国統一の基準により、一般会計と特別会計の一部を合計した統計上の会計区分を普通会計といいます。本町では、一般会計と、浜坂地区残土処分場事業特別会計、温泉地区残土処分場事業特別会計になります。

### ※10 一般財源

使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源で、町税、地方譲与税、地方交付税などがこれにあたります。